

各種相談会を開催

税務課管理係
☎(288)1212

法律や多重債務の相談や国や県などに関するご意見・ご要望をお伺いする相談会を開催します。相談者の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

法律相談

日 1月23日(木)午前9～11時
場 生涯学習センターせせらぎ館3階・研修室

対 村内在住者3人(予約必要)

内 相談の内容／離婚や相続などの法律相談

相談時間／1人30分間

費 無料

申 1月16日(木)まで

行政相談委員による

定例相談会

日 1月23日(木)午前9～11時

場 役場庁舎3階・第2・3会議室

対 村内在住者

内 相談の内容／国や県などに対するご意見やご要望

費 無料

申 不要

水道メーターの取り替えを実施

環境上下水道課
上下水道係
☎(288)3862

水道メーターは、正しい水道料金を算定するため、定期的に取り替えることが義務付けられています。

費用は無料で、村から委託された事業者がご自宅などにお伺いし、作業を実施します。なお作業は10分程度で完了しますが、その間水道が使用できなくなりま

す。また、取替後は、濁った水が出る場合があります

ので、1～2分程度、水を流してからご使用ください。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

期 1月中旬～2月下旬

対 水道メーターのふたの色が灰色(メーター番号がOのもの)または桃色(メ

ーター番号がPのもの)の一部

の

他 立会いは不要です。

勤労者の方などの住宅取得を「利子補給」で支援

村づくり観光課
村づくり振興係
☎(288)3864

期 今回の利子補給期間/令和6年1月～12月までの12カ月分※転入時期などにより令和5年分の申請手続きができなかった方は、今回の利子補給金と併せて申請可。

内 融資額(限度額500万円)に応じて、年1.5%以内

※ 交付時期は3月を予定

申 1月6日(月)～31日(金)

サイエンスカフェ 第13弾の開催のお知らせ

厚木地区食品衛生協会
事務局
☎(222)7643

日 2月21日(金)午後2時30分～4時30分※受付は午後2時から

場 厚木アーバンホテル(厚木市中町3-14-14)

内 SDGs「食の有効活用」無駄をなくし、食生活をより楽しむためのヒント

講 東京農業大学農学部デザイン農学課教授/谷口亜樹子氏

対 30人

他 申し込み多数の場合抽選となります。結果は郵送で連絡します。

記号一覧

日 日時
対 対象
費 費用
他 その他
申 申し込み
内 内容
講 講師
場 場所
問 問い合わせ

教育委員会とフリースクールなどによる不登校相談会

1月25日(土)午後1時～4時30分(受付は午後0時30分～4時)県立総合教育センター(藤沢市善行7-1-1)で、不登校経験者や保護者による座談会、フリースクールの活動紹介、個別相談会などを実施します。参加費は無料、事前申込みも不要です。当日、必要な配慮(筆談での対応等)がございましたら問合せ先までご相談ください。

問 神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ
☎045(210)8292(直通)、FAX 045(210)8937

**村・県民税の
申告受付を開始**

税務住民課税務係
☎(288)3859

期 2月3日(月)～3月17日

(月) 午前9時～正午、午後1時～4時※閉庁日を除く

場 役場庁舎1階・税務住民課

対 1月1日に村内に在住する方は、村・県民税の申告が必要で、ただし、次のいずれかに該当する方は必要ありません。

- ① 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする方
 - ② 収入が給与のみで、勤務先から村に給与支払報告書が提出されている方
 - ③ 収入が公的年金のみで、支払者から村に年金支払報告書が提出されている方
 - ④ 村内在住者に扶養されている方で、収入のない方(所得がないことの証明が必要な方は除く)
- ※収入がない方でも所得がないことの証明が必要となります。また、国民健康保険料や児童手当などの基礎資料となるため、申告がないと、各種行政サ-

ビスを受けられなくなる場合があります。

申 申告に必要な書類など

① 申告書(前年の資料を基に申告が必要と見込まれる方へ、役場から1月末に郵送します)。

② 所得を証する書類(給与所得や年金所得の方は、源泉徴収票または支払者の証明書、書類がない場合は、給与明細書や振り込みされた通帳など、前年中の収入を確認できるもの)。

③ 控除を受けるための書類(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書、医療費控除の明細書など)

申告書提出時の注意事項

申告の際には「マイナンバーカード」または「マイナンバー確認書類及び本人確認書類」が必要となりますので、忘れずにお持ちください。

**国保・後期・介護保険
保険料納付済額のお知らせを送付**

税務住民課住民保険係
☎(288)3849
子育て健康福祉課
高齢介護係
☎(288)3861

確定申告で保険料控除を申告される方

確定申告で使用する前年の1月から12月までの支払い証明書を、普通徴収(納付書または口座引き落としでお支払い)の方を対象に送付します。確定申告で、

保険料を「社会保険料控除」として申告される際の資料になりますのでご確認ください。

※支払いが公的年金からの特別徴収(年金天引き)のみの方は、村からの送付はありません。

年金事務所から送付される源泉徴収票をご確認ください。

送付(予定)時期

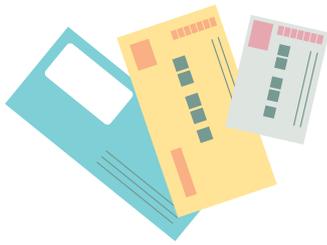
1月下旬～2月上旬

送付先(原則)

① 国民健康保険/世帯主で普通徴収の方※世帯主が加入者でない場合も、世帯主宛てに同一世帯の加入者全員分が送付されます。

② 後期高齢者医療保険/75歳以上で普通徴収の方

③ 介護保険/65歳以上で普通徴収の方



村・県民税および確定申告の申告相談を事前予約制です。

確定申告会場の混乱回避および円滑な申告相談をおこなうため、村・県民税および確定申告の申告相談を事前予約制とします。皆様のご理解ご協力をお願いします(提出のみの方は予約不要)。

予約の方法 電話で、「申告者名、希望の日時、申告の内容」をお伝えください。

※状況によりご希望に添えず、調整をさせていただく場合があります。

予約受付期間 1月27日(月)から3月13日(木)までの開庁日(土・日曜、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

☎ 税務住民課税務係 ☎(288)3859

厚木税務署からのお知らせ
確定申告が始まります
 厚木税務署
 個人課税第一部門
 ☎046(221)3261

◆令和6年分の確定申告は
 スマホとマイナポータル連
 携でさらに便利に！
 スマリット

- ・医療費の領収書等の収集
 や集計が不要
- ・確定申告書の該当項目へ
 自動入力
- ・作成した確定申告書を
 e-taxで送信
- ・書類の管理や保管が不要

確定申告はスマホで簡単に

- ① 確定申告書等作成コー
 ナーにアクセス
- ② 提出方法「マイナンバ
 ーカード方式」を選択し、
 マイナンバーカードをスマ
 ホで読み取り
- ③ 画面の案内に従って、
 収入・控除等に関する情報
 を入力
- ④ e-taxで送信



◆税理士無料申告相談
 申告書を作成できます

① 事業所得、不動産所得
 または雑所得を有する方の
 うち、令和5年分の所得金
 額が300万円以下の方の
 所得税と個人消費税、②年
 金受給者・給与所得者の所
 得税の申告を対象とした、
 税理士による無料申告相談
 を開催します。(土地、建
 物及び株式等譲渡所得や先
 物取引、住宅借入金等特別
 控除初年度、贈与税・相続
 税の申告や相談などがある
 方を除く。)

期 1月29日(水)～31日(金)
 受付/午前9時～午後3
 時※相談は午前9時30分
 ～午後4時まで

場 愛川町文化会館
 3階大会議室

※厚木市文化会館でも、
 2月6日(木)～7日(金)
 に開催します。

他 1月9日(木)からオン
 ラインによる事前申込を
 受け付けます。(愛川会

場は1月26日(日)締切、
 厚木会場は2月3日(月)
 締切。詳細は、左記事
 前申込サイトを参照して
 ください。

なお、電話での受付は
 行っておりません。オン
 ライン事前申込サイトの
 操作方法についてのお問
 合せは、(050-117
 22-2206)へお願
 いします。

当日入場整理券(受付時
 間指定)も午前8時30分
 から配付しますが、無くなり
 次第終了となります。

事前申込サイト

無料申告
相談専用
LINE事前申込

web事前申込

◆厚木税務署での申告書作
 成会場の開設について
 原則、スマホとマイナ
 ンバーカードによる申告とな
 ります。

持ち物/①スマートフォン、
 ②マイナンバーカード、
 ③マイナンバーカード発行

時にご自身で設定したパス
 ワード(利用者証明用電子
 証明書及び署名用電子証明
 書)、④源泉徴収票などの
 申告書作成に必要な書類

入場整理券配付方法

入場整理券の事前発行申
 込は、国税庁のLINE公
 式アカウントからできま
 す。友だち追加していただき、
 是非ご利用ください。

当日、申告書作成会場
 も入場整理券を配付して
 おりますが、無くなり次第
 了となるほか、長時間お並
 びいただく場合があります。

友だち追加は
こちらから！

期 2月17日(月)～3月17
 日(月) ※土、日及び祝
 日を除く。ただし、3月
 2日(日)は開場します。
 受付/午前8時30分～午
 後4時※相談は、午前9
 時～午後5時まで

申告書の提出・納期限

所得税・贈与税は3月17
 日(月)、個人事業主の消
 費税は3月31日(月)まで

場 厚木税務署4階(厚木市
 水引1-10-7)

他 駐車場は狭いため駐
 車台数に限りがあります。
 確定申告期間中、駐車場
 が満車の場合の入庫待ち
 はできません。来場の際
 は、公共交通機関をご利
 用ください。

国税に関するご相談

確定申告期は電話が混み
 合い、つながりにくい場合
 がありますので、タックス
 アンサー(よくあるご質問
 に対する回答を税金の種類
 ごとに検索が可能)・チャ
 ットボット(ご質問を入
 力・選択いただければ、A
 Iを活用した「税務職員ふ
 たば」がお答えします)を
 ご活用ください。

**簡単・便利な国税のキャッ
 シュレス納付について**

ダイレクト納付、インタ
 ーネットバンキング、スマ
 ホアプリ納付、クレジット
 カード納付または振替納税
 を是非ご利用ください。

※LINEの名称及びその口
 ゴは、LINEヤフー株式会
 社の登録商標または商標です。